

議案第 7 5 号

渋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

渋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般廃棄物の自己処理） 第5条 土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その一般廃棄物を法第6条の2第2項及び<u>第4項</u>に定める基準に準じて処理しなければならない。	（一般廃棄物の自己処理） 第5条 土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その一般廃棄物を法第6条の2第2項及び<u>第3項</u>に定める基準に準じて処理しなければならない。